(j) 防火及び消火
(k) いかり、鎖及び索
(l) 危険な貨物及びバラスト
(m) 船員のための個人用保護具
(n) 閉囲された場所における作業
(o) 疲労による身体的及び精神的な影響
(p) 薬物及びアルコールへの依存による影響
(q) ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群に関する保護及び予防
(r) 緊急事態及び災害への対応

3　2に規定する事項に関する危険性の評価及び曝露を減少させることについては、職業上の健康への身体的な影響（積荷の手動での取扱い、騒音及び振動によるものを含む。）、職業上の健康への化学的及び生物学的な影響、職業上の健康への精神的な影響、疲労による健康への身体的及び精神的な影響並びに職業上の災害を考慮すべきである。必要な措置は、予防の原則、特に、危険性についてその根源において対処すること、労働、特に作業場の設計を個人に適応したものとすること及び危険なものを危険でないもの又はより危険性の低いものに置き換えることが船員のための個人用保護具に優先することについて、妥当な考慮を払うべきである。

4　権限のある機関は、さらに、健康及び安全への影響が特に次の分野において考慮されることを確保すべきである。

(a) 緊急事態及び災害への対応
(b) 薬物及びアルコールへの依存による影響
(c) ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群に関する保護及び予防

B 4.3.2　指針　騒音への曝露

1　権限のある機関は、権限のある国際団体並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体の代表者と協力し、騒音への曝露による悪影響からの船員の保護について可能な限り改善することを目的として、船舶内の騒音の問題を継続的に検討すべきである。

2　1に規定する検討は、過度の騒音への曝露が船員の聴覚、健康及び快適さに及ぼす悪影響並びに船員を保護するために船舶内の騒音を減少させることを目的として定められ、又は勧告される措置を考慮すべきである。検討される措置は、次のことを含むべきである。

(a) 高水準の騒音への長時間の曝露による聴覚及び健康に対する危険並びに騒音からの保護装置及び保護具の適切な使用について船員を指導すること。
(b) 必要な場合には、承認された聴覚保護具を船員に提供すること。
(c) 危険性を評価すること並びに全ての居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備並びに機関室その他の機関区域における騒音への曝露の水準を低下させること。

B 4.3.3　指針　振動への曝露

1　権限のある機関は、権限のある国際団体並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体の代表者と協力し、並びに、適当な場合には、関連する国際的な基準を考慮し、振動による悪影響からの船員の保護について可能な限り改善することを目的として、船舶内の振動の問題を継続的に検討すべきである。

2　1に規定する検討は、過度の振動への曝露が船員の健康及び快適さに及ぼす影響並びに船員を保護するために船舶内の振動を減少させることを目的として定められ、又は勧告される措置を対象とすべきである。検討される措置は、次のことを含むべきである。

(a) 振動への長時間の曝露による健康に対する危険について船員を指導すること。
(b) 必要な場合には、承認された個人用保護具を船員に提供すること。
(c) 危険性を評価すること並びに全ての居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備における振動への曝露を、そのような区域における曝露と作業場における曝露との相違を考慮しつつ、二千一年の作業場における環境上の要因と称する国際労働機関の実施基準及びその改定版によって定められる指針に従って措置をとることにより減少させること。

B 4.3.4　指針　船舶所有者の義務

1　保護具その他災害の防止のための安全装置を備えるべき船舶所有者の義務は、原則として、船員がそれらの保護具及び安全装置を使用すべき義務並びにそれらの保護具及び安全装置に関係がある措置であって災害の防止及び健康の保護に関するものを遵守すべき義務とともに定めるべきである。

2　千九百六十三年の機械防護条約（第百十九号）第七条及び第十一条の規定並びにこれらの規定に対応する千九百六十三年の機械防護勧告（第百十八号）の規定についても考慮されるべきである。これらの規定においては、使用者に対しては、使用している機械に適当な防護装置を施し、及び適当な防護装置が施されていない機械の使用を防止すべき義務の遵守を確保する義務が課される一方で、労働者に対しては、防護装置が所定の位置にない機械を使用せず、及び防護装置の機能を失わせない義務が課されている。

B 4.3.5　指針　統計の報告及び収集

1　全ての職業上の災害、負傷及び疾病は、関係する船員の個人情報の保護に考慮を払いつつ、それらについて調査し、並びに詳細な統計を作成し、分析し、及び公表することができるよう報告すべきである。報告は、死亡又は船舶に係る災害に限定すべきでない。

2　1に規定する統計には、職業上の災害、負傷及び疾病の件数、性質、原因及び結果を記録し、適当な場合には、それらが生じた船舶内の部、災害の種類及び災害が海上におけるものであるか港におけるものであるかを明確に表示すべきである。

3　加盟国は、船員が被る災害の記録のための国際的な制度又は様式であって国際労働機関が構築し、又は確立するものに妥当な考慮を払うべきである。

B 4.3.6　指針　調査

1　権限のある機関は、死亡又は重傷をもたらした全ての職業上の災害、負傷及び疾病並びに国内法令に定める他の事例について、その原因及び状況を調査すべきである。

2　調査の対象として、次のものを含めることに考慮を払うべきである。

(a) 作業環境（例えば、作業を行っていた場所、機械の配置、出入設備、照明及び作業方法）
(b) 年齢層別の職業上の災害、負傷及び疾病の発生状況
(c) 船舶内の環境がもたらす特殊な生理的又は心理的な問題
(d) 船舶内における、特に作業量の増加の結果としての身体的なストレスから生ずる問題
(e) 技術の進歩から生ずる問題及び技術の進歩の影響（技術の進歩が乗組員の構成に及ぼす影響を含む。）
(f) 人的な過失から生ずる問題

B 4.3.7　指針　保護及び防止に係る各国の計画

1　職業上の安全及び健康の保護並びに海上の業務に特有の危険に起因する災害、負傷及び疾病の防止を促進するための措置の有効な基礎とするため、一般的な傾向及び統計によって明らかにされる危険について研究を行うべきである。